

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）香芝高複合商業店舗新築工事

所在地 香芝市高一一八番二ほか

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 生涯学習課

事業対象地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」（通称「遺跡」）の範囲に含まれないので、文化財保護法第九十三条の規定に基づく「埋蔵文化財発掘届出書」の提出は不要であるが、工事中に地下から土器、石器等の遺物と認められるものを発見した場合は、香芝市教育委員会教育部生涯学習課文化財係へ連絡すること。

2 都市計画課

屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を厳守すること。

3 教育総務課

幼児の通園並びに児童及び生徒の通学の安全確保のために、左記の事項について厳守すること。

- (1) ガードマンを配置する等して、幼児、児童及び生徒の安全を確保すること。
- (2) 危険性が想定される場所には、立入禁止等の安全標識を設置すること。
- (3) 開店後の通学時間帯の搬出入車両及び来客者には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。
- (4) その他一切の危険防止に努めること。

4 生活安全課

工事期間中は、ガードマンを配置する等の交通安全対策をとり、早朝、深夜並びに通勤及び通学時間帯には、工事車両の出入りを避け、付近道路上に工事車両等を駐車させないこと。また、通勤及び通学時間帯の搬出入車両及び利用者には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで